



～大規模氾濫に備え、新たに減災対策協議会を設立～

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）を開催しました

富山河川国道事務所では、4月21日（木）に常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会（仮称）を開催しました。

本協議会は、富山河川国道事務所が管理する常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川において氾濫が発生することを前提として地域全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、国・県・市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するために、今年度新たに発足させたものです。

当日は、関係機関、事務局を含む約40名の出席があり、各地域における実情や、これまでの取組状況を踏まえた課題、新たに取組を進めて行くうえでの確認など、活発な意見交換が行われました。

今後、8月上旬を目指して、各河川の目標・取組の柱の設定や取組方針の決定をすべく、関係機関との調整などをすすめていく予定です。

今後も、住民の方の安全・安心を守るため、関係機関と連携し全力で取り組んでいきます。

事務所長（福濱方哉）による挨拶



各関係機関からも様々なご意見をいただきました



国土交通省

富山河川国道事務所 調査第一課

〒930-0837 富山市奥田新町2番1号 Tel.076-443-4701（代）

ホームページ：<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

Twitter 公式アカウント (@mlit_toyama) でも様々な情報を発信しています！